

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しの概要

1 基本構想の概要

項目	基本構想
根拠法令	農業経営基盤の強化の促進に関する法律（第6条）
目標年度	定期－10年後を見通して策定、概ね5年ごとに見直し（見直し前の目標年度：平成34年度） 随時－法改正による見直し
位置付け	(1) 効率的かつ安定的な経営体の育成（認定農業者制度） (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者制度） (3) 育成すべき経営体に農用地の利用集積を促進（利用権設定等促進事業・農地利用集積円滑化事業を促進する事業） ⇒国【基本要綱】、県【基本方針】、市【基本構想】でそれぞれ規定
見直し経過	平成7年3月策定→平成10年7月（随時）→平成11年2月（随時）→平成14年4月（定期）→平成17年7月（随時）→平成18年5月（随時）→平成18年8月（随時）→平成19年8月（定期）→平成22年6月（随時）→平成26年9月（定期）→令和2年9月（定期）

2 基本構想の見直しの考え方

令和元年10月に見直しされた「長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の基本的な考え方に沿った方向で基本構想を見直し。

	県基本方針の見直しの考え方	基本構想の見直しの考え方
(1)	第3期食と農業農村基本計画に準拠した内容への変更	県及び長野市農業振興アクションプランに準拠した内容への変更
(2)	他産業従事者の所得水準を踏まえた所得目標の見直し (認定農業者500万円→530万円)	認定農業者の所得目標（500万円（中山間地域300万円））は現状維持
(3)	上記所得見直しを踏まえた経営指標の改定	所得目標の現状維持を踏まえ、 <u>経営指標は変更なし</u>
(4)	農地中間管理機構5年見直しにかかる人・農地プラン、農地利用集積円滑化事業等の記載見直し	県に準拠し、人・農地プランの実質化、農地利用集積円滑化事業の廃止等に伴う記載内容への変更
(5)	見やすい形態に整理（国要綱に合わせた記載内容・順序への変更、短文化）	国要綱に合わせた記載内容・順序への変更及び文体をです・ます調への変更
(6)	担い手への集積目標（60%）、認定新規就農者の所得目標（250万円）は現状維持	担い手への集積目標（平坦地50%・中山間地35%）、認定新規就農者の所得目標（250万円）は現状維持

3 基本構想の見直し内容（項目）

見直し後	現行
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p><u>1 今後の農業の基本的な方向</u> ※第1「2」を統合して記載 ※人・農地プランの実質化を記載</p> <p><u>2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保</u> ※第2「1」を統合して記載 ※所得目標（500万円（中山間地域300万円））は現状維持</p> <p><u>3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保</u> ※第1「5」から移動して記載 ※第2の2「1」を統合して記載 ※所得目標（250万円）は現状維持</p> <p><u>4 地域農業のあり方</u> ※第1「4」から移動して記載 ※認定農業者のフォローアップを記載 ※令和元年東日本台風に伴う復興を記載</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p><u>1 長野市農業の現状と振興方針</u> <u>2 農業構造の実態と課題</u> <u>3 育成すべき農業経営の目標</u> <u>4 農業経営基盤強化の方向</u> <u>5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保</u></p>
<p>第2 …効率的かつ安定的な農業経営の指標（第1「2」へ移動）</p> <p><u>1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事者の態様等</u></p> <p><u>2 農業経営の指標</u> ※農業経営の指標は現状維持 ※生産方式及び経営改善のポイントを見直し</p>	<p>第2 …効率的かつ安定的な農業経営の指標</p> <p><u>1 経営体の所得目標</u> <u>2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事者の態様等</u> <u>3 農業経営指標</u></p>
<p>第2の2 …青年等が目標とすべき農業経営の指標（第1「3」へ移動）</p> <p><u>1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事者の態様等</u></p> <p><u>2 農業経営の指標（新規就農計画）</u> ※農業経営の指標は現状維持</p>	<p>第2の2 …青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標</p> <p><u>1 経営体の所得目標</u> <u>2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事者の態様</u> <u>3 農業経営指標（新規就農計画）</u></p>
<p>第3 …農用地の利用の集積に関する目標…</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者</p>	<p>第3 …農用地の利用の集積に関する目標…</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者</p>

見直し後	現行
<p>に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>※集積目標（平坦地 50%・中山間地域 35%）は現状維持</p> <p>※目標年次を「平成 34 年」から「令和 10 年度」に見直し</p>	<p>に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>2 農用地の利用関係の改善に関する事項</p>
<p>第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項</p> <p>※農地利用集積円滑化事業の廃止に伴う修正</p> <p><u>3 農地利用集積円滑化事業に関する事項</u></p> <p>※農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合について記載</p> <p>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p> <p>※農業生産基盤整備事業名を修正</p>	<p>第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項</p> <p>2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項</p> <p><u>3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</u></p> <p>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>5 農業協同組合・長野市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</p> <p>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p>
<p><u>第 5 (削除)</u></p> <p><u>1 (削除)</u></p> <p><u>2 (削除)</u></p>	<p><u>第 5 農地利用集積円滑化事業に関する事項</u></p> <p><u>1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</u></p> <p><u>2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準</u></p>

見直し後	現行
<u>3</u> (削除) ※農地利用集積円滑化事業の廃止に伴い 削除	<u>3</u> <u>その他農地利用集積円滑化事業の実施 の基準に関する事項</u>
<u>第5</u> その他 ※附則の追加	<u>第6</u> その他

○表中の「※」は、見直しのポイントを記載

4 見直しのスケジュール

期日	項目	備考
令和元年 10 月	県基本方針の見直し	
令和 2 年 3 月	基本構想（原案）事前確認	市→県
令和 2 年 5 月	基本構想（原案）事前確認の回答	県→市
	基本構想（案）の決定	市
令和 2 年 5～6 月	農業関係機関・団体へ意見聴取	長野市農業委員会、J A（ながの・グリーン長野・共和園芸）、長野農業農村支援センター、長野市農業公社
令和 2 年 7 月	長野市農業振興審議会へ意見聴取	
令和 2 年 8 月	長野市農業再生協議会へ意見聴取	
	基本構想の決定	市
	県への協議	市→県
令和 2 年 9 月	協議に対する同意	県→市
	基本構想 公告	市